

## 新型コロナウイルス感染症における医療機関からの質疑に対する回答

### 問 1

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その7)において、「電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行った場合、当該管理料等の注に規定する「情報通信機器を用いた場合」の点数を算定できる。」とされているが、具体的に算定できる点数は何か？

また、オンライン診療料を行っておらず、施設基準の届出を行っていない医療機関は、新たに届出が必要か？

<答 1> (2020.04.08)

医学管理を行っている患者に対しては、本来、電話等再診料は算定できないが、今回の臨時的な取扱いにより、当該計画等に基づく管理を3月以上行っている患者に対し、電話等により処方箋を発行した場合、適切な指導管理を行った場合については、以下の点数が算定できることとなった。

- 3月31日までは「電話等再診料」73点「処方箋料」68点、「オンライン医学管理」の100点、
- 4月1日以降は、「電話等再診料」73点、「処方箋料」68点、特定疾患療養管理料などの注に記載のある「電話や情報通信機器を用いた場合」100点

### 問 2

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その7)において、「電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行った場合、当該管理料等の注に規定する「情報通信機器を用いた場合」の点数を算定できる。」とされているが、注には「施設基準に適合している」とあるが、施設基準(オンライン診療料)の届出を行っていない医療機関は、新たに届出が必要か？

<答 2> (2020.04.08)

届出の必要はない。問1のとおり、本通知は電話等再診を算定する場合の臨時的な取扱いとなるため。

新たにオンライン診療料を算定する場合は施設基準の届出が必要。しかし、現在、新型コロナウイルスの院内感染を防ぐため、政府が検討しているオンライン診療の緩和策の内容によっては、変更がある可能性があるため、今後の通知等を注視する事。

問 3

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その7）において、電話等再診で特定疾患療養管理料等が医学管理の一部が算定可能となったが、例えば、特定疾患療養管理料の225点と、情報通信機器を用いた場合の100点の両方が算定できるのか？

<答 3> (2020.04.08)

電話等再診料においては、情報通信機器を用いた場合の100点を算定し、特定疾患療養管理料の225点は算定できない。（情報通信機器を用いた場合の100点は月1回算定）

問 4

電話等再診を算定して、オンライン医学管理料又は情報通信機器を用いた場合100点を算定した後、同月中に対面診療を行い、適切な医学管理に基づく指導等を行った場合は、どのように算定すればいいのか？

<答 4> (2020.04.08)

オンライン医学管理料又は情報通信機器を用いた場合100点を削除し、指導管理した医学管理、例えば特定疾患療養管理料225点を算定する。

問 5

今回、様々な臨時的な取扱いが発出されたが、新たに診療報酬明細書への記載が必要なものはあるのか？

<答 5> (2020.04.08)

支払基金及び国保連合会に確認したところ、現在（令和2年4月6日現在）のところ、診療報酬の記載要領の通知はされていないため、新たな記載等が必要なものはない。電話等再診については、従前から、実日数は1日として数え、その回数を「摘要」欄に再掲する。こととなっている。

問 6

電話等再診料において、外来管理加算は算定可能か？

<答 6> (2020.04.08)

関東信越厚生局東京事務所に確認したところ、算定は不可

外来管理加算を算定するにあたっては、医師は丁寧な問診と詳細な身体診察（視診、聴診、打診及び触診等）を行うことが算定基準となる、電話等再診ではこの詳細な身体診察が行えないことから算定できない。

問 7

電話等再診料において、患者からの要望で、薬剤を送付することとなった場合、郵送料を患者に請求することは可能か？

<答 7> (2020.04.08)

請求することは可能。

令和2年3月23日付「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について、により

問 8

電話等で再診を行い、処方箋を発行した場合、特定疾患処方管理加算などの処方箋発行による加算は算定可能か？

<答 8> (2020.04.08)

関東信越厚生局東京事務所に確認したところ、「処方箋発行に伴う加算については、厚生労働省からの通知もなく、問い合わせを行っているが、回答はいまだにない。このため、算定可能とも算定不可とも言い難い。」との回答です。